

確定申告の注意点

申告書へのマイナンバー(個人番号)の記載と本人確認書類が必要です

申告書等を税務署へ提出する際、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。次の①②のいずれかをご提示ください。
【問合せ】▶新宿税務署 ☎(6757)7776、▶四谷税務署 ☎(3359)4451へ。

本人確認書類の例

- ▶①マイナンバーカード(1枚で個人番号確認と身元確認を兼ねています)
 - ▶②マイナンバー記載の住民票の写しなど(個人番号確認)と運転免許証など(身元確認)の2点
- ※郵送の場合は、①の写し(表裏両面)または②の写しを添付してください。
※確定申告書等をご自宅等からe-Tax(1面参照)で送信(提出)する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合 納付金額を証明する書類の提出が必要です

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。
令和2年1月1日～9月30日の納付を証明した「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、10月31日に日本年金機構が発送しました。

確定申告や住民税の申告の際は、この証明書と10月1日～12月31日に納めた国民年金保険料の領収証書を提出してください。

※令和2年10月1日～12月31日に、令和2年中に初めて国民年金保険料を納めた方には、2月5日(金)に控除証明書を発送する予定です。

【問合せ】

ねんきん加入者ダイヤル(ナビダイヤル) ☎0570(003)004(050)から始まる電話からは ☎(6630)2525)へ。

※祝日等を除く月～金曜日午前8時30分～午後7時、第2土曜日午前9時30分～午後4時

医療費控除は「医療費控除の明細書」の添付が必要です

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です。医療費控除の明細書は国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)から取り出せます。

【問合せ】▶新宿税務署 ☎(6757)7776、▶四谷税務署 ☎(3359)4451へ。

- ▶医療保険者から交付を受けた医療費通知(健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」等)を添付すると、明細の記入を省略できます。
- ▶税務署から明細書の内容確認のため、領収書の提示を求められることがありますので、医療費の領収書は5年間保存してください。
- ▶平成29年分～令和元年分は、医療費の領収書の添付または提示による申告もできます。
- ▶高齢者のおむつ代を医療費控除として申告する場合、注意が必要です(下記参照)。

高齢者のおむつ代を 医療費控除として申告する場合

介護保険の要介護認定を受けている方のおむつ代を、医療費控除の対象として確定申告する場合、最初に申告する年は、医師発行の「おむつ使用証明書」を領収書に添付する必要があります。

申告が2年目以降の方は 区発行の「主治医意見書の内容確認書」で代用できます

下記の要件を全て満たす方に同確認書を発行します。発行には申請する方の本人確認書類(運転免許証等)が必要です。事前にお問い合わせください。

- ▶おむつ代を医療費控除の対象とする確定申告が2年目以降である
- ▶令和2年中に介護保険の要介護認定の有効期間があり、同年に購入したおむつ代を医療費控除で確定申告する
- ▶主治医意見書で「寝たきり度がB1～C2で、尿失禁の可能性がある」ことを確認できる

【問合せ】

介護保険課認定第一係(本庁舎2階) ☎(5273)3643へ。

税理士による無料申告相談

確定申告に必要な書類と本人確認書類(上記参照)をお持ちの上、直接、下記会場へおいでください。

【問合せ】▶新宿税務署 ☎(6757)7776、▶四谷税務署 ☎(3359)4451へ。



※譲渡所得のある方、税理士に依頼している方、相続税・贈与税の申告相談はご遠慮ください。

※作成済みの申告書等は、所轄の税務署に郵送で提出してください。

※混雑状況により、受け付けを早めに終了する場合があります。

※車での来場はご遠慮ください。

●新宿税務署管

【相談時間】▶午前9時～午後3時

日	程
1月28日(木)・29日(金)	
2月1日(月)・2日(火)	
2月3日(水)～5日(金)	
2月9日(火)・10日(水)	

税理士による無料申告相談は 中止になりました

受け付けは午前9時～

場
三軒町15)
三軒町85)
三軒町12—6)
三軒町10—16)